

令和8年度

水質検査計画

和木町

目次

1、基本方針	P3
2、水道事業の概要	P3
3、原水及び水道水の水質状況	P4
4、検査項目及び頻度	P4
5、検査地点	P7
6、臨時の水質検査	P8
7、水質検査の方法	P8
8、水質検査計画及び結果の公表	P8
9、水質異常時の対応について	P8

検査計画の内容

1 基本的な方針

(1) 検査地点

水質基準が適用される給水栓水(蛇口の水)に加え、原水(浄水場入口の水)も検査対象とします。

(2) 検査項目

検査項目は、水道法で義務づけられた水質基準項目とします。

(3) 検査頻度

水道法に基づく色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査については、給水栓で毎日行います。水質基準項目の検査は、水道法等に基づき過去の検査結果を充分考慮し、水道水の安全性の確保を最優先に考え、浄水場系統別に項目に応じて決定します。

2 水道事業の概要

浄水場の名称	瀬田浄水場	関ヶ浜浄水場	山の手ポンプ場	大谷浄水場
水源	小瀬川工業用 水道より分水	表流水	岩国市水道局 より分水	表流水
計画給水人口	3,770 人			
一日最大給水量	1,233 m ³			
浄水処理方法	緩速ろ過後 塩素滅菌	急速・緩速ろ過後 塩素滅菌	塩素滅菌	緩速ろ過後 塩素滅菌

3 原水及び水道水の水質状況

水源の水質は良好な状態です。浄水場及び浄水施設では、原水の汚染要因を踏まえて適正な浄水処理を徹底して行っています。

水道水は、水質基準を全て満たしており、安全で良質な水です。

4 検査項目及び頻度

(1) 毎日検査

色及び濁り並びに消毒の残留効果(遊離残留塩素)の検査は、水道法に基づき1日1回以上の検査を行います。

(2) 水質基準項目(表-1)

給水栓では水道法で検査が義務つけられている検査を行います。給水栓における検査は検査結果から水道法に基づき検査回数を設定します。

浄水場の入り口でも月一回の検査を行います。浄水場入口では消毒副生成物(12項目)および味を除いた項目を検査します。

(3) 他の検査(表-2)

クリプトスポリジウム等(クリプトスポリジウム、ジアルジア)、指標菌(大腸菌、嫌気性芽胞菌)の検査は委託で行い、検査頻度は適切な回数を設定しております。

表-1

	浄水場 原水	上水分 水(原 水)	瀬田分 館	つづ じヶ丘 公園	関ヶ浜 バス回 転場	関ヶ浜 分館	大谷集 会所	蜂ヶ峯 多目的 広場
1	一般大腸菌	12	12	12	12	12	12	12
2	大腸菌	12	12	12	12	12	12	12
3	カドミウム及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1
4	水銀及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1
5	セレン及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1
6	鉛及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1
7	ヒ素及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1
8	六価クロム化合物	1	1	1	1	1	1	1
9	亜硝酸態窒素	1	1	1	1	1	1	1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	1	1	4	4	4	4	4
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1	1	1	1	1	1	1
12	フッ素及びその化合物	1	1	4	4	1	4	1
13	ホウ素及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1
14	四塩化炭素	1	1	1	1	1	1	1
15	1,4-ジオキサン	1	1	1	1	1	1	1
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	1	1	1	1	1	1	1
17	ジクロロメタン	1	1	1	1	1	1	1
18	テトラクロロエチレン	1	1	1	1	1	1	1
19	トリクロロエチレン	1	1	1	1	1	1	1
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFO S)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	1	1	1	1	1	1	1
21	ベンゼン	1	1	1	1	1	1	1
22	塩素酸	-	-	4	4	4	4	4
23	クロロ酢酸	-	-	4	4	4	4	4
24	クロロホルム	-	-	4	4	4	4	4
25	シクロロ酢酸	-	-	4	4	4	4	4
26	ジブロモクロロメタン	-	-	4	4	4	4	4
27	臭素酸	-	-	4	4	4	4	4
28	総トリハロメタン	-	-	4	4	4	4	4
29	トリクロロ酢酸	-	-	4	4	4	4	4
30	ブロモジクロロメタン	-	-	4	4	4	4	4
31	ブロモホルム	-	-	4	4	4	4	4
32	ホルムアルデヒド	-	-	4	4	4	4	4
33	亜鉛及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1
34	アルミニウム及びその化合物	1	1	1	1	1	1	4
35	鉄及びその化合物	1	1	1	1	1	1	4
36	銅及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1
37	ナトリウム及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1
38	マンガン及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1
39	塩化物イオン	12	12	12	12	12	12	12
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1	1	1	1	1	1	1
41	蒸発残留物	1	1	1	1	1	1	1
42	陰イオン界面活性剤	1	1	1	1	1	1	1
43	ジェオスミン	1	1	4	4	4	4	4
44	2-メチルイソボルネオール	1	1	4	4	4	4	4
45	非イオン界面活性剤	1	1	1	1	1	1	1
46	フェノール類	1	1	1	1	1	1	1
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	12	12	12	12	12	12	12
48	pH値	12	12	12	12	12	12	12
49	味	-	-	12	12	12	12	12
50	臭気	12	12	12	12	12	12	12
51	色度	12	12	12	12	12	12	12
52	濁度	12	12	12	12	12	12	12

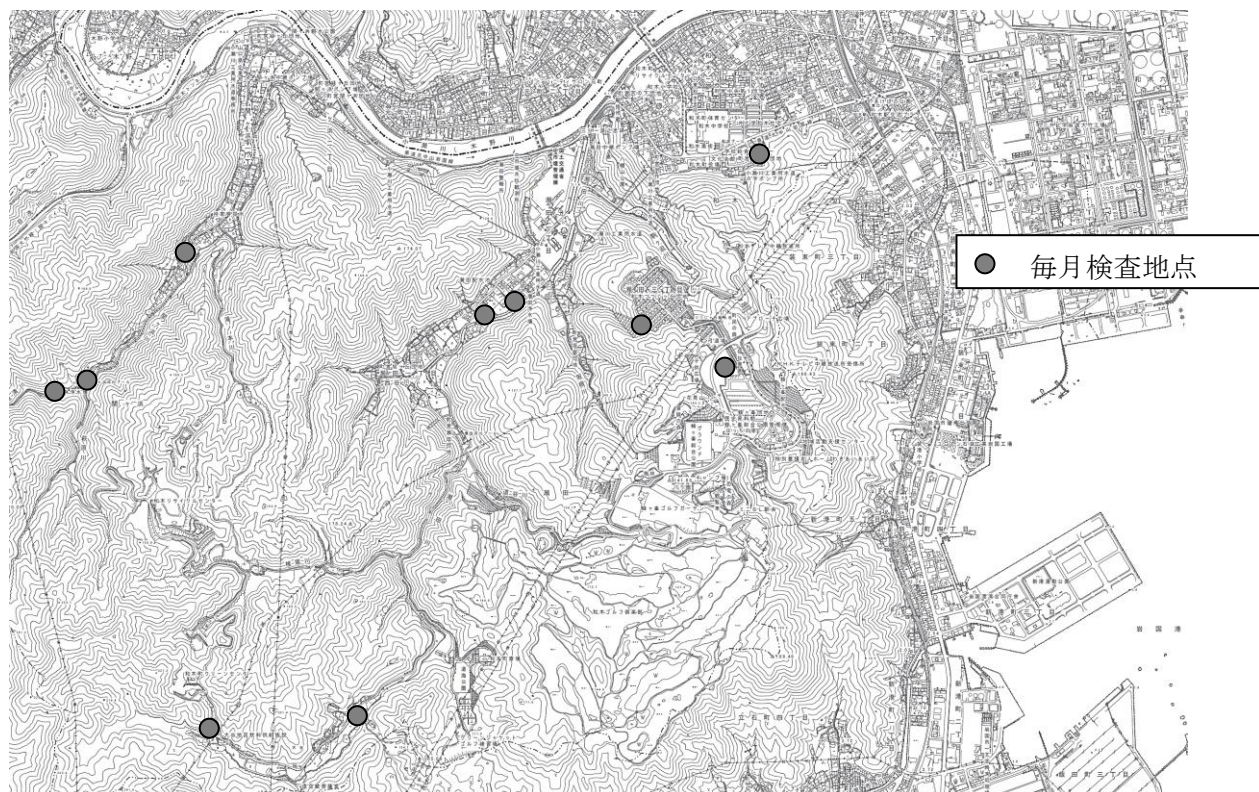
表-2

		浄水場 入口
1	大腸菌群	12
2	嫌気性芽胞菌	12
3	クリプトスポリジウム	4
4	ジアルジア	4

5 検査地点

- (1) 水質基準に適合した水道水が供給されているか確認するために毎月検査地点(図-1)を設定し定期的に検査を実施します。
- (2) 水源の水質によって浄水能力処理に差が発生するため、定期的なパトロールと情報収集に努めます。

(図-1)



6 臨時の水質検査

水道水が水質基準に適合しないおそれがある次のような場合には、臨時の水質検査を行います。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき
- (2) 水源及び、浄水施設に異常があったとき
- (3) 水源付近、給水区域及びその周辺において消化器系感染症が流行しているとき
- (4) 水道水の臭気及び味に著しい変化が生じたとき
- (5) その他特に必要があると認められたとき

7 水質検査の方法

水質検査は厚生労働大臣登録の水道水水質検査機関に委託し、水道法で定める検査方法で行います。

8 水質検査計画及び結果の公表

水質検査計画及び結果については、ホームページ等で公表します。なお、水質検査計画については検査の結果をもとに必要ながあれば検査計画を見直していきます。

9 水質異常時の対応について

原水及び水道水の水質事故が発生した場合には、臨時の水質検査を実施し、県や保健所などの関係機関と情報交換すると共に現地調査を行い、連携して迅速かつ適切な対応をとります。